

第4回ファミリー釣り大会 in 中島 運營業務委託仕様書

1. 業務名

第4回ファミリー釣り大会 in 中島

2. 適用範囲

本仕様書は、まつやま里島ツーリズム連絡協議会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「第4回ファミリー釣り大会 in 中島」（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

3. 目的

本業務は、ファミリーを対象に「釣り」を通して忽那諸島に訪れて島の魅力を体感してもらい、島の認知度の向上に繋げ、将来再び島を訪れることで島しょ部住民との交流や物産品の消費拡大を推進して地域産業の振興を図るとともに、ひいては地域の活性化に資することを目的とする。

4. イベント実施日程及び履行期間

実施日程：平成30年9月30日（日）

※荒天中止。予備日は平成30年10月28日（日）

履行期間：契約締結日～平成30年11月30日（金）

5. 履行場所

中島及びまつやま里島ツーリズム連絡協議会会長が指定する場所

6. 本業務内容

（1）実施計画に関する業務

- ・イベント全体企画、詳細企画
- ・各種計画の作成（運営計画等）
- ・運営マニュアル、進行台本ほかイベント実施に必要な資料の作成

（2）事務局運営に関する業務

- ・参加者募集業務（応募受付、抽選結果通知等、応募者との事務連絡に関する一連の業務）
- ・イベント運営に関する安全対策の検討・検証
- ・その他、関係団体などとの調整、申請業務（会場使用等）

(3) イベント運営一式

- ・開会セレモニー、受付業務（当日受付、参加費の徴収など一連の業務）
- ・イベント出演者の手配（別紙「見積書作成にかかる注意事項」を参照）
- ・スタッフ、アルバイト、保健師などの募集、手配、教育、管理
- ・イベントスタッフ等（講師含む）の食事の手配
- ・メイン会場設営、サインの制作、設置、撤去
- ・会場清掃、ゴミ廃棄業務
- ・雨天・荒天・緊急時に関する対応（参加者、関係者への連絡）

(4) 広報業務

- ・チラシ（1000枚）の作成・配布
- ・テレビでの告知等

(5) その他

- ・使用施設の使用許可申請等
市有施設及び県有施設の使用許可申請手続きは共催者である松山市及び愛媛県から行うが、申請に必要な添付資料等を作成すること。
- ・協議を行った場合、協議録を作成し、速やかに提出すること。

7. 参加資格

平成25年4月1日～平成30年3月31日の5年間に於いて、当該業務と同程度の業務を履行した実績を有していること。

8. 費用の負担

本業務に要する資器材、消耗品、イベント保険等は、原則、乙の負担とする。

9. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 実施報告書 5部
- (2) 上記の電子データを記録したCD等電子記録媒体 1部
※電子データは、CD-R若しくはDVD-R又はCD-ROMとする。
※納品場所：まつやま里島ツーリズム連絡協議会事務局

10. 権利義務の譲渡等の禁止

乙は、生じた権利義務を第三者に譲渡し、再委託又は担保に供してはならない。ただし、事前に乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

11. 事故責任

乙は、管理に従事する者を指揮監督し、本業務中の事故については、乙において全ての責任を負うものとする。

12. 再委託

受託者は、本業務の全部又は一部再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13. 業務責任者

乙は、業務責任者を定め、甲に届け出る。これを変更した場合も同様とする。業務責任者は、本業務に精通し、かつ、高度な技術を有する者を配置し業務の全般に渡り、技術管理を行うとともに、進行管理を行うものとする。

14. 仕様変更

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

15. 損害賠償責任

乙は、本業務の実施に関し故意又は過失により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議のうえ決定する。

16. 契約の解除

甲は、乙が、その責めに帰すべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に本業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。

17. 秘密の保持

乙は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、この契約が終了後又は解除後も同様とする。

18. 個人情報

乙は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、松山市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後又は解除後も同様とする。

19. 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、松山市契約規則及び松山市財務会計規則によるものとし、これらの規則の定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議のうえ定めるものとする。